

庄内町新産業創造館「食のアンテナレストラン」利用者募集要項

令和8年2月1日
庄内町商工観光課

1 施設の所在地

山形県東田川郡庄内町余目字沢田108番地1

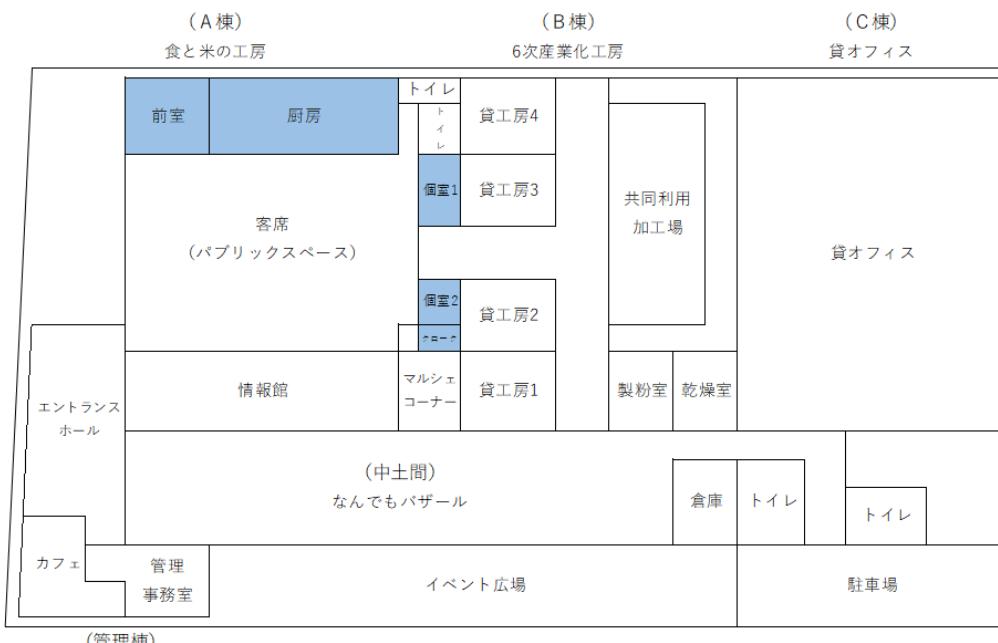
2 施設の概要

募集する施設	利用対象者	設備	月額使用料
食のアンテナ レストラン	<ul style="list-style-type: none">・庄内町産の農林水産物を活かした飲食物の提供による地産地消および駅前や中心市街地の賑わいづくりに取り組む方・町や関係団体が主催する食や観光等のイベントに協力できる方	<p>厨房（39 m²）、厨房機器一式、前室（19 m²）、個室2部屋（20 m²）、クローケ（3.5 m²） ※メインの客席はパブリックスペースとなります。</p>	60,000円 (別途光熱水費)

見学も可能です。下記の「問合せ・担当窓口」までお問い合わせください。

3 施設の配置図

庄内町新産業創造館クラッセ配置図



※網掛け部分が今回利用者を募集する施設です。

4 施設利用期間

許可の日から令和11年3月31日まで。ただし、利用者の申請に基づき、町長が特に必要と認めるときは、更新できるものとします。

5 利用者の費用負担

- (1) レストランで利用する電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) レストランの電話及び情報通信網の利用に要する費用
- (3) レストランで利用する設備の小規模修繕費用(見積額が 1 件につき 10 万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のもの)
- (4) レストランの蛍光灯等消耗品の交換費用及びガラス、壁、床等が破損した場合の取替え等の構造上重要な部分の修繕費用
- (5) 共同で利用する施設(フードコート、トイレ)の電気、ガス、水道及び下水道の使用料、清掃に係る費用並びに消耗品費等の一部
- (6) 特別な設備または改造に要する費用
- (7) 上記の他、町長が必要と認める費用

6 保証金

使用料の3カ月分に相当する金額を、町長が指定する日まで納付していただきます。保証金は、退去時の明け渡しが行われた後に返還します。

7 提出書類等

募集期間内に、次の書類を整え、下記提出先まで郵送または持参してください。申請書様式は町ホームページに掲載しているほか、担当窓口に設置しています。記載方法等に関して不明な点がある場合は、下記の「問合せ・担当窓口」までお尋ねください。なお、必要に応じて下記以外の書類の提出を求める場合があります。

提出書類	申請者区分	法人	個人	グループ
新産業創造館利用許可申請書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (構成員名簿添付)	<input type="radio"/>
事業計画書 (記載内容等を担当窓口に確認ください。)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
企業概要書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
定款	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
法人登記簿謄本又は住民票の写し		法人登記簿謄本	住民票の写し	代表者の 住民票の写し
直近3期分の決算書（3期に満たない場合は、その全部又は決算見込書、創業の場合は不要）	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
国税及び地方税の納税証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (市町村税等の納税証明)	<input type="radio"/> (市町村税等の納税証明)	<input type="radio"/>

○ 書類提出先

〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字沢田 108-1(新産業創造館クラッセ 2F)
庄内町商工観光課新産業創造係 電話 0234-42-2909

○ 受付時間

午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く)

8 募集期間

令和8年3月31日(火)まで

※提出書類郵送の場合は、令和8年3月31日必着

9 利用者選考会

○開催日程

令和8年4月中旬(予定)

利用者選考会において利用希望者と面談のうえ事業計画書等を審査し、利用者を決定します。なお、選考にあたっては、次の項目を優先事項とします。

- ・事業計画が明確で新産業創造館の設置目的（産業の振興、雇用の創出、中心市街地の活性化）に沿うもの

- ・庄内町に住所を有する方又は庄内町に所在する企業や団体等
- ※審査の内容、結果に対する質問や異議等については一切受け付けません。

10 その他

- ・レストランの営業に必要となる飲食店の営業許可は、入居決定後、利用者自身で取得していただきます。
- ・新産業創造館クラッセの開館時間は9:00～22:00となります。

11 問合せ・担当窓口

ご不明な点については、次の担当窓口までお問い合わせください。

【担当窓口】庄内町商工観光課新産業創造係 電話 0234-42-2909

